

報告第4号

繰越明許費予算の繰越しについて

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第1項の規定に基づき、令和2年度山陽小野田市介護保険特別会計繰越明許費予算を繰り越したので、同条第2項の規定により次のとおり報告する。

令和3年5月20日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

令和2年度山陽小野田市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国県支出金	地方債	その他		
1	総務費	1 総務管理費	介護保険業務システム改修事業	5,067,000	5,066,600	3,366,600	国 1,700,000			
合計			5,067,000	5,066,600	3,366,600	1,700,000				